

後発医薬品（ジェネリック医薬品） の使用推進について

◆施設基準の定める掲示

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

なお、医薬品の供給が不安定な状況のため投与する薬剤が変更になる可能性があります。

不明な点は主治医又は薬剤師にお問い合わせください。

